

第29回「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」

ご説明内容

1. 日 時 平成17年11月2日(水) 18:30～20:30

2. 場 所 シーユース雷音 第一研修室

3. 議 題

1) 前回定例会以降の動き

経済産業省資源エネルギー庁からの説明

新潟県からの説明

当社からの説明

前回(10/6)以降の動き…………… 2ページ

経済産業省原子力安全・保安院からの説明

2) その他

次回の定例会について(12/7原子力広報センターを予定)

第29回「地域の会」定例会資料

前回(10/6)以降の動き

<公表関係>

不適合事象関係

【区分】

- ・ なし

【区分】

- ・ 10月8日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所2号機におけるシュラウド点検装置の車輪の脱落および回収について
- ・ 10月18日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所5号機における原子炉隔離時冷却系の不具合について

【区分】

- ・ 10月7日 定期検査中の5号機における主蒸気逃がし安全弁の表示ランプの電気回路の点検について
- ・ 10月11日 1号機原子炉建屋でのけが人の発生について

【その他】

- ・ なし

【不適合事象の続報・調査結果等】

- ・ 10月12日 柏崎刈羽原子力発電所3号機の点検停止の調査結果について
- ・ 10月24日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所5号機における原子炉隔離時冷却系の不具合の復旧について

定期検査関係

- ・ 10月11日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所5号機の発電開始について
- ・ 10月13日 柏崎刈羽原子力発電所3号機の原子炉起動操作実績について
- ・ 10月17日 柏崎刈羽原子力発電所3号機の発電開始について

その他発電所に係る情報

- ・ 10月19日 使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書の調印について

<参考>

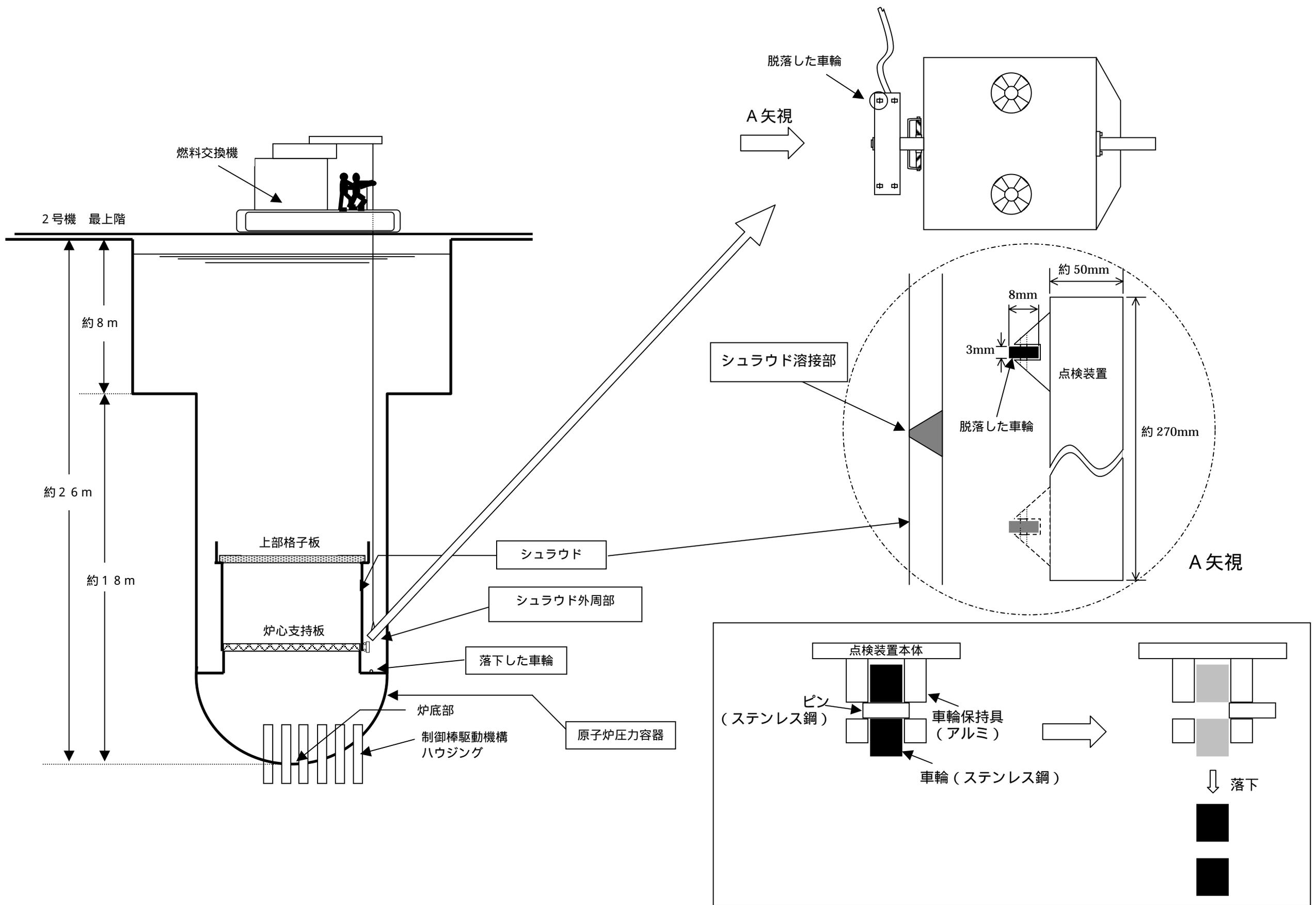
当社原子力発電所の公表基準(平成15年11月策定)における不適合事象の公表区分について

区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象
区分	運転保守管理上重要な事象
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象
その他	上記以外の不適合事象

不適合事象関係【区分】

- ・ 10月 8日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所2号機におけるシュラウド点検装置の車輪の脱落および回収について

当所2号機は、平成17年9月3日から第11回定期検査を実施しておりますが、10月7日午後6時35分頃、シュラウドの点検装置を原子炉内から引き上げたところ、装置に4個付いている車輪（直径約8mm×厚さ約3mm）のうち1個が脱落していることを作業員が確認いたしました。その後、シュラウド外周部を水中カメラで調査した結果、脱落した車輪を発見し、本日午後12時05分に回収いたしました。原因は、当該車輪を保持しているピンの固定部が振動により磨耗してピンが緩み、車輪が脱落したものと推定していますので、今後はピンを確実に固定するための対策を施すことといたします。



2号機シュラウド外周部の点検装置の概要

不適合事象関係【区分】

- ・ 10月18日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所5号機における原子炉隔離時冷却系の不具合について

当所5号機は、平成17年7月4日より第11回定期検査を実施し、10月8日より調整運転中ですが、本日、原子炉隔離時冷却系の機能検査を実施中のところ、午後0時11分に原子炉隔離時冷却系のポンプが停止したことから、午後0時18分、保安規定に定める運転上の制限を満足していないものと判断いたしました。保安規定に基づき、同系統が動作不能な場合に要求される措置として高圧炉心スプレイ系、および自動減圧系の機能チェックを実施し、これらの機能に問題がないことを確認しました。なお、保安規定においては、10日以内に正常状態に復旧することが求められております。今後、原因を調査いたします。

不適合事象の続報・調査結果等

- ・ 10月24日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所5号機における原子炉隔離時冷却系の不具合の復旧について

当所5号機は、平成17年7月4日より第11回定期検査を実施し、10月8日より調整運転中ですが、10月18日、原子炉隔離時冷却系の機能検査を実施していたところ、午後0時11分に原子炉隔離時冷却系のポンプが停止したことから、午後0時18分、保安規定に定める運転上の制限を満足していないものと判断いたしました。（平成17年10月18日お知らせ済み）
調査の結果、ポンプの駆動用タービンに供給している蒸気を急速にしゃ断する弁のラッチ（掛け金）と機械式非常用トリップ装置との連結部分に、適正な裕度（あそび）がなかったことが確認されました。このため、原子炉隔離時冷却系のポンプの運転にともなって生じた配管等の熱膨張による変化を連結部分が吸収できず、当該弁のラッチが外れて弁が閉動作し、ポンプが停止したものと推定いたしました。10月21日、不具合が確認された連結部分の裕度調整を実施した上で原子炉隔離時冷却系の確認運転を行い、機能が健全であると判断したため、同日午後8時、運転上の制限を満足していることを確認し、原子炉隔離時冷却系は正常な運転状態に復旧いたしました。

不適合事象関係【区分】

- ・ 10月 7日 定期検査中の5号機における主蒸気逃がし安全弁の表示ランプの電気回路の点検について

定期検査中の5号機は、10月3日に原子炉を起動し、6日よりタービン・発電機の確認運転を行っておりましたが、同日午後4時26分頃、主蒸気逃がし安全弁の表示ランプの電気回路に漏電箇所があることを確認いたしました。本日、タービン・発電機の確認運転が終了したため、予定どおり午前6時に発電を一旦停止しております。当該回路の漏電箇所が原子炉格納容器内にあると推定していることから、午前7時30分より原子炉停止操作を開始し、点検作業を行うことといたしました。漏電箇所は表示ランプの電気回路であるため、主蒸気逃がし安全弁の機能に影響はありません。なお、当該回路の点検・改修を行った後、準備が整い次第起動操作を再開する予定です。

定期検査関係

- ・ 10月11日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所5号機の発電開始について

当所5号機は、平成17年7月4日以来、第11回定期検査を実施してまいりましたが、平成17年10月8日午後8時、発電を開始いたしました。今後、定格出力まで発電量を増加させたのち、所管官庁の総合負荷性能検査を受け、11月上旬頃に定期検査を終了する予定です。なお、当該プラントについては、10月6日に主蒸気逃がし安全弁の表示ランプの電気回路に漏電が発生しましたが、10月7日に漏電箇所(1箇所)を改修するとともに、全ての主蒸気逃がし安全弁の表示ランプの電気回路を点検し、別の1箇所に漏電の可能性を確認したため、10月8日に改修いたしました。

不適合事象関係【区分】

- ・ 10月11日 1号機原子炉建屋でのけが人の発生について

平成17年10月7日午後1時30分頃、定期検査中の1号機原子炉格納容器内において、原子炉冷却材再循環系配管の超音波探傷検査の準備作業を行っていた協力企業の作業員が鉄製扉に左手親指を挟まれて負傷したため、応急処置後、業務車両にて病院へ搬送いたしました。診察の結果、左母指末節骨開放骨折と診断されております。

不適合事象の続報・調査結果等

- ・ 10月12日 柏崎刈羽原子力発電所3号機の点検停止の調査結果について
当所3号機は、定格熱出力一定運転中のところ、平成17年9月14日にタービン建屋低電導度廃液系サンプ(A)ポンプの起動回数の増加を確認しました。このため当該サンプへの流入源を調査していたところ、9月15日、第2給水加熱器(A)に取り付けられている逃がし弁から高温水(給水)が当該サンプに流入していることを確認しました。当該サンプの水温上昇を抑えるために、当該サンプに復水補給水を注水し、当該サンプポンプの起動回数ならびに温度について継続的に監視していたところ、10月2日頃より当該サンプの温度にゆるやかな上昇傾向が見られたことから、10月7日に計画的に発電を停止し、当該逃がし弁の点検を行うことといたしました。(平成17年9月16日、10月5日お知らせ済み)
当該逃がし弁を分解点検した結果、弁体と弁座のシート面に傷が確認されたことから、弁体と弁座の間にゴミ等がかみ込んだことによりシート面に傷がつき、これによりシートリークが発生したものと推定いたしました。当該逃がし弁については、弁体と弁座のシート面を磨くことにより摺り合わせ調整を行い、機能の健全性を確認いたしました。今後、準備が整い次第、原子炉起動操作を開始いたします。

定期検査関係

- ・ 10月13日 柏崎刈羽原子力発電所3号機の原子炉起動操作実績について
当所3号機は、本日、原子炉を起動しましたのでお知らせいたします。起動操作の実績は以下のとおりです。
原子炉起動(制御棒引抜操作開始) 10月13日 午前9時30分
- ・ 10月17日 柏崎刈羽原子力発電所3号機の発電開始について
当所3号機は、10月15日、発電を開始しましたのでお知らせいたします。発電開始の実績は以下のとおりです。
発電開始 10月15日 午後10時00分

その他発電所に係る情報

- ・ 10月19日 使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書の調印について
当社は、本日、青森県並びにむつ市との間で、標記協定書に調印しましたので、お知らせいたします。

以上

(写)

使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）が、使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設である使用済燃料中間貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）を青森県むつ市大字関根字水川目地内に立地することに関し承し、甲、乙、丙及び丁は、県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出及び品質保証体制の構築のため、次のとおり協定を締結する。

（使用済燃料の貯蔵期間）

第1条 丙及び丁は、丙が甲及び乙に提出した「リサイクル燃料備蓄センターの概要」に示されている使用済燃料の貯蔵について、次の事項を遵守するものとする。

(1) 使用済燃料の貯蔵建屋（以下「建屋」という。）の使用期間は、建屋の供用開始の日から50年間とする。

(2) 使用済燃料の貯蔵容器（以下「容器」という。）の貯蔵期間は、容器を建屋に搬入した日から50年間とする。ただし、容器の貯蔵期間の満了日の到来前において、当該容器の貯蔵に係る建屋の使用期限が到来した場合にあっては、当該使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了するものとする。

(3) 使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものとする。

2 丙及び丁は、前項の遵守事項について、丙及び丁が共同して設立し、貯蔵施設の建設及び管理運営を行う法人（以下「新法人」という。）に対しても遵守させるものとする。

（品質保証体制の構築）

第2条 丙及び丁は、貯蔵施設の安全を確保するため、新法人に品質保証体制を構築させることとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年 月 日

- (甲) 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事
- (乙) むつ市金谷一丁目1番1号
むつ市長
- (丙) 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表取締役社長
- (丁) 東京都千代田区神田美土代町1番地1
日本原子力発電株式会社
代表取締役社長